

■ご注意ください■

これは平成24(2012)年4月1日版の商品パンフレットおよび、契約概要、注意喚起情報、ご契約のしおり(抜粋)です。現在発売中の商品をご案内するものですので、すでにご加入いただいているご契約や今後新たにお申込いただくご契約とは、商品内容、契約内容、適用約款が異なる場合があります。

NSHL-P-B1-11-02621 (2012.04.01-2012.09.30)



がんでの
入院や手術はもちろん、
**通院の
負担も心配...**



がんに
**幅広く備えられる
保険は
ないかしら？**



がん保険って
いろいろあるけど、
**どれに入ったら
いいかわからない。**



選ぶなら、「**通院・往診治療**」も
「一生涯」保障してくれる、**がん保険!**

**がん
保険**

勇気のお守り
ソレイユ



〈がん保険(2010)BII型〉

頼れる保険が
うれしいね!



小泉 里子

このパンフレットには、「ご契約に際しての重要事項(契約概要および注意喚起情報)」「ご契約のしおり(抜粋)」が含まれています(7~14ページ)。ご契約前に特にご確認いただきたい事項を記載しておりますので、必ずご一読くださいますようお願いいたします。

今すぐ中面をご確認ください。
あなたにぴったりのプランがきっと見つかります!

入院や手術はもちろん、入院を伴わない 誰もが心配ながんに、一生涯の安心を



業界初!※
がんに対する保障において
(平成22年7月当社調べ)

※所定のがん治療(「手術療法」「放射線療法」「化学療法」「疼痛緩和療法」)のいずれかが認められる場合には外来治療期間を1年ごとに延長します。(年間120日限度、通算無制限)
外来治療期間については6ページをご覧ください。

入院しなくてもOK!すべてのがんによる 通院・往診治療を保障します!

■**がんと診断確定され、通院や往診によるがん治療を受けたとき、1日につき20,000円が受けとれます。**
(20,000円プランの場合)

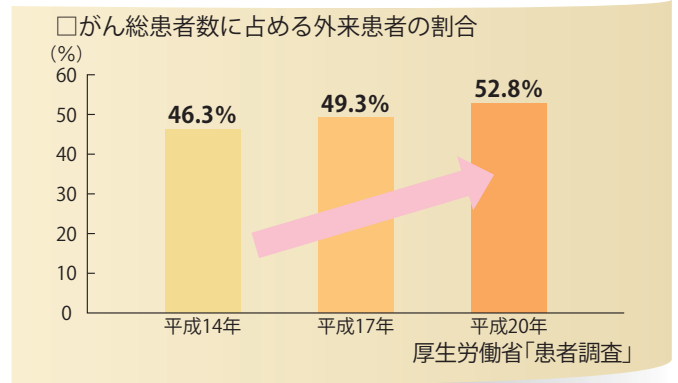
退院後はもちろん、入院を伴わない通院や往診だけの治療も対象です。

多様化する治療方法に対応しました。通院だけの治療や往診だけの治療でもがん外来治療給付金をお受けとりいただけます。

〈ご注意〉がん外来治療給付金は1年間で120日分のお支払いを限度としています。詳しくは6ページをご覧ください。

知トクポイント1 がん治療は、入院よりも通院治療の割合が増加。

医療技術の進歩により、抗がん剤治療や放射線治療を通院で行うことが可能に。現在では、通院治療の割合が増加しています。なかには、転移などにより外科治療が困難な場合など長期の抗がん剤治療が必要な場合も。暮らしと治療を両立するためにも、通院治療費用の万全な備えが大切です。



知トクポイント2 がん患者さんが選ぶ※「保険に必要な保障」は、「通院・往診治療」!

がん患者さんを対象に「保険に必要な保障」のアンケートを実施※した結果、「入院しなくても受けとれる通院給付金」が重要視されていることがわかりました。高額になりがちな治療方法へのニーズが高まっています。

※ニッセンライフ・NPO法人がん患者団体支援機構共同実施「2010年 第1回がん患者アンケート」より

お受けとり例

たとえばこんなとき、お受けとりいただけます。(20,000円プランの場合)

初めて胃がんと診断確定され、悪性新生物根治手術を受けて30日間入院後、外来治療期間内に20日間通院をされた場合。

がん診断給付金.....200万円

がん手術給付金<悪性新生物根治手術※>(2万円×40倍).....80万円

※内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。

がん入院給付金(2万円×30日間).....60万円

がん外来治療給付金(2万円×20日間).....40万円

合計 **380万円**

がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて91日目となります。責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

通院・往診治療も保障。 ご提供します！

幅広い保障で
安心ね！



勇気のお守り
ソレイユの特徴

保障内容
保険料

お手続き方法／Q&A

ご契約に際しての重要事項

ご契約のしおり（抜粋）

お客様の個人情報
お取扱について

特徴 2

充実の保障内容で がんを一生涯保障します！

■入院も、手術も、先進医療の技術料も一生涯保障。がんの不安を幅広くカバーします。

がんで通院・往診されたとき

がんで入院されたとき

がんと診断確定されたとき

がんで手術されたとき

がんで先進医療による療養を受けられたとき

■無理のない保険料で、保障が一生涯続きます。

「勇気のお守り ソレイユ」は、がんの保障に特化し、また死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで無理のない保険料を実現しました。もちろん、更新による保険料アップの心配もありません。保険料の払込期間はご予算に合わせ「終身払」と「60歳払済」からお選びいただけます。

知ってクポイント3 がんの高額な治療に対する備えが大切です。

がんで入院。備えは万全ですか。

がんで入院されると、その費用は高額になる場合があります。医療費そのものの自己負担額は公的医療保険や高額療養費制度等により一定額に抑えられていますが、「差額ベッド代」や見舞時の家族の交通費、その他の諸費用などの自己負担が発生する場合があります。

※医療費は平成23年8月現在の診療報酬点数数によります。
※医療費の自己負担額は医療費総額の3割。さらに、「高額療養費制度」による所定の高額療養費支給額を差し引いた金額です。また、入院時の食事代の自己負担額を含みます。 ※その他の自己負担額は、差額ベッド代、見舞時の家族の交通費・食費、衣類・快気祝いなどの諸雑費を含みます。 ※一例を示しているものであり、ケースにより異なります。《生命保険文化センター「医療保障ガイド」2011年9月改訂版より》

□胃がんで26日間入院された場合の例

公的医療保険が 大部分を負担	医療費の 自己負担額	その他の 自己負担額
	約20万円	約27万円
医療費の総額		約294万円
自己負担額の 合計額		約47万円

高額な先進医療にこそ備えが必要です。

先進医療とは公的医療保険の対象となる保険診療の範囲を超えた最新の医療技術であり、先進医療の技術料は全額患者の自己負担になります。

※1 限局性（狭い範囲に限られている）固形がんに限ります。「固形がん」には、大腸がん、肺がん、肝臓がん、前立腺がんなどがありますが、平成23年11月現在、粒子線治療が行われている「固形がん」は、肺がん、肝臓がん、前立腺がんなど種類が限定されています。 ※2 会議資料の平成22年度実績報告をもとに、次式により当社が算出しています。【先進医療総額／年間実施人数】●先進医療の技術名は変更されることがあります。●先進医療に係る技術料は、先進医療の種類および先進医療を実施している医療機関により異なります（数千円～数百万円までさまざまです）。

□先進医療の例（平成21年7月1日～平成22年6月30日）
平成23年6月10日厚生労働省「第57回先進医療専門家会議資料」

重粒子線治療 ^(※1) 重粒子線（炭素イオン線）を体外から病巣に対して照射する治療法。	
年間実施人数	729人
1人あたり 平均費用 ^(※2)	297万9,990円

具体的な保障内容は、次のページでご確認ください。

ニーズに合わせて選べるプラン。あなたにピッタ

■保障内容 (上皮内がんもしっかり保障)

ここがうれしい!

※がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて91日目となります。責任開始日の前日までにがんが診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

外来

入院しなくてもOK

【がん外来治療給付金*1】

がんで**通院・往診**されたとき

外来治療期間中ががんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を受けられたとき*3

*がん外来治療給付金の詳細については、6ページをご覧ください。

年間120日
限度*2
(通算無制限)

保障を手厚くしっかり備えたい方に

20,000円プラン

1日につき

20,000円

入院

【がん入院給付金】①

日数無制限

がんで**入院**されたとき

がんの治療を目的として1日以上入院されたとき*4

1日につき

20,000円

診断

【がん診断給付金】①×100倍

回数無制限

がんと**診断確定**されたとき

●初めてがんと診断確定されたとき ●前回の支払事由が当日から起算して2年を経過した後に新たにがんと診断確定*5されたとき

2年に1回限度

1回につき

200万円

手術

【がん手術給付金】①×40倍・20倍・10倍

回数無制限*6

がんで**手術**されたとき*7

がんの治療を目的として約款所定の手術を受けられたとき

種類により1回につき

80・40・20万円

先進医療

【がん先進医療給付金】

がんで**先進医療**を受けられたとき

がんの治療を目的として先進医療による療養を受けられたとき

*先進医療については、下記注意事項をご覧ください。

お支払
通算限度額
1,000万円

先進医療の
技術料相当額

(お支払通算限度額1,000万円)

※1 がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といい、続き必要と認められている場合に1年ごとに延長します。①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法 ④疼痛(どうつう)緩和療法

※2 所定のがん治療(「手術療法」「放射線療法」「化学療法」「疼痛緩和療法」)のいずれかが認められる場合には外来治療期間を1年ごとに延長します。

※3 がん入院給付金がお支払対象となる場合、がん外来治療給付金はお受けといただけません。

※4 1日以上入院とは、日帰り入院を含みます。日帰り入院(入院日数が1日)は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

※5 再発・転移を含みます。再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

※6 内視鏡による手術、放射線治療など、60日に1回の給付限度となるものがあります。

※7 がん手術給付金は、手術の種類により給付倍率ががん入院給付金日額の40倍・20倍・10倍となります。(手術給付例)悪性新生物根治放射線照射……10倍(50グレイ限度とする。)悪性新生物根治手術……40倍(内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。)

(注) がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。

●この保険は、がん先進医療特約がん保険(2010)BII型です。(死亡保険金と保険料払込期間中の解約返戻金はありません。)

▲先進医療についての注意事項(がん先進医療特約)

●先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる先進医療は変動します。

●本特約による給付は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、

●被保険者が、既に当社の先進医療関係の特約(がん先進医療特約、医療(08)用先進医療特約、先進医療特約(M08))にご加入いただいている場合には、付加できません。



りの安心をお選びいただけます。

保険料を少しでもおさへたい方に

10,000円プラン

1日につき

10,000円

1日につき

10,000円

1回につき

100万円

種類により1回につき

40・20・10万円

先進医療の

技術料相当額

(お支払通算限度額1,000万円)

次のいずれかのがん治療が外来治療期間終了時に引き

以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を

■月払保険料

保険期間:終身 契約年齢:18歳~75歳

(単位:円)

20,000円プラン				年齢 (歳)	10,000円プラン			
終身払		60歳払済			終身払		60歳払済	
男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
4,078	4,706	5,544	6,314	20	2,073	2,387	2,811	3,196
4,208	4,822	5,804	6,564	21	2,138	2,445	2,941	3,321
4,344	4,942	6,081	6,829	22	2,206	2,505	3,080	3,454
4,486	5,066	6,375	7,105	23	2,277	2,567	3,227	3,592
4,636	5,192	6,688	7,398	24	2,352	2,630	3,384	3,739
4,792	5,324	7,020	7,710	25	2,430	2,696	3,550	3,895
4,956	5,460	7,377	8,037	26	2,512	2,764	3,729	4,059
5,126	5,600	7,760	8,388	27	2,597	2,834	3,921	4,235
5,306	5,746	8,165	8,759	28	2,687	2,907	4,124	4,421
5,498	5,898	8,604	9,154	29	2,783	2,983	4,344	4,619
5,696	6,052	9,074	9,574	30	2,882	3,060	4,579	4,829
5,906	6,212	9,519	9,959	31	2,987	3,140	4,802	5,022
6,122	6,372	10,001	10,365	32	3,095	3,220	5,044	5,226
6,350	6,534	10,512	10,792	33	3,209	3,301	5,300	5,440
6,586	6,698	11,061	11,247	34	3,327	3,383	5,575	5,668
6,836	6,864	11,656	11,728	35	3,452	3,466	5,873	5,909
7,098	7,034	12,298	12,244	36	3,583	3,551	6,195	6,168
7,374	7,206	12,998	12,798	37	3,721	3,637	6,546	6,446
7,666	7,378	13,759	13,391	38	3,867	3,723	6,927	6,743
7,974	7,556	14,595	14,033	39	4,021	3,812	7,346	7,065
8,296	7,738	15,511	14,727	40	4,182	3,903	7,805	7,413
8,672	7,952	16,665	15,607	41	4,370	4,010	8,383	7,854
9,064	8,168	17,936	16,572	42	4,566	4,118	9,020	8,338
9,470	8,386	19,348	17,632	43	4,769	4,227	9,728	8,870
9,892	8,600	20,927	18,803	44	4,980	4,334	10,519	9,457
10,334	8,814	22,710	20,112	45	5,201	4,441	11,413	10,114
10,794	9,030	24,735	21,589	46	5,431	4,549	12,428	10,855
11,280	9,242	27,062	23,268	47	5,674	4,655	13,594	11,697
11,786	9,456	29,767	25,205	48	5,927	4,762	14,950	12,669
12,320	9,664	32,955	27,469	49	6,194	4,866	16,548	13,805
12,882	9,872	36,697	30,095	50	6,475	4,970	18,424	15,123
13,460	10,086	—	—	51	6,764	5,077	—	—
14,052	10,306	—	—	52	7,060	5,187	—	—
14,658	10,532	—	—	53	7,363	5,300	—	—
15,284	10,766	—	—	54	7,676	5,417	—	—
15,930	11,008	—	—	55	7,999	5,538	—	—
16,598	11,258	—	—	56	8,333	5,663	—	—
17,294	11,518	—	—	57	8,681	5,793	—	—
18,016	11,790	—	—	58	9,042	5,929	—	—
18,772	12,072	—	—	59	9,420	6,070	—	—
19,566	12,368	—	—	60	9,817	6,218	—	—

※記載の保険料は平成24年1月現在のものです。

※保険料は、ご指定の金融機関預金口座より振替の場合、第1回保険料引落日現在の満年齢で計算されます。クレジットカードでのお支払いの場合は契約日時点での満年齢で計算されます。

※契約年齢が18歳~19歳、61歳~75歳の方の保険料および年払・半年払の保険料につきましては、コールセンターフリーダイヤルにお問い合わせください。

※保険料は、保険料の払込が完了するまで一定です。

※保険料払込方法が年払・半年払の場合、契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、払い込まれた保険料の未経過分(1か月未満の端数は切り捨てます。)を返還します。

保険に関するご相談はどんな些細なことでもお気軽にお電話ください。

ニッセンライフ
コールセンター

通話料無料



0120-880-081

受付時間

平日/9:00~20:00

土・日・祝日/9:00~18:00

携帯電話・PHSも通話料は無料です。

勇氣のおまじない
ソレイユの特徴

保障内容/保険料

お手続き方法/Q&A

ご契約に際しての重要事項

ご契約のしおり(抜粋)

お客様の個人情報のお取扱について

2つのステップでカンタンにお申込みいただけます。

ステップ 1

お支払い方法を次の2種類からお選びください。

保険料のお支払い方法は「口座振替」と「クレジットカード払」の2つの方法から選択できます。

ステップ 2

同封の申込書・告知書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、同封の返信用封筒に入れて投函すればお申し込み完了！ < 医師の診査不要！ >

申込書受付後にご案内を送付いたします。申込書に記入もれなどがございましたら、郵送かお電話でご連絡いたします。



お申込みの前に必ずご確認ください。

①お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引受できない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。②医師がお客さま(被保険者様)の健康状態について当社に報告することがあります。③当社または当社委託企業の担当者がお申込内容や告知内容の問合せなどのため、お申込み前または後にお電話をすることがあります。④お客さまへの資料到着などを確認させていただくため、当社または当社委託企業の担当者より電話をさせていただくことや、メールを送らせていただくことがあります。

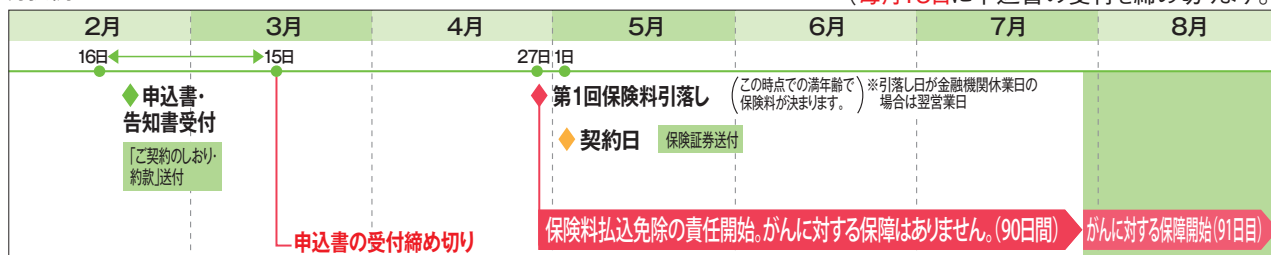
保険料のお支払い方法別の保障開始スケジュール例



「口座振替」でのお支払いの場合

月払例

(毎月15日に申込書の受付を締め切ります。)



月払保険料は第1回保険料引落日時点での満年齢で決まります。

※当月の15日までに申込書が到着した場合、翌月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)が第1回保険料の引落日および保険期間の始期となり、その時点での満年齢が契約年齢となります。保険料払込免除は保険期間の始期から、がんに対する保障は保険期間の始期からその日を含めて91日目より保障を開始いたします。
※第1回保険料支払い日(引落日)の翌日から翌月1日までに証

生日を迎える方については、第1回保険料支払日が契約日になります。なお、その際2か月分の保険料をお支払いいただきます。
※年払・半年払をご希望の場合は、お問い合わせください。

第1回保険料引落日からその日を含めて15日(土・日・祝日を含む)を経過するまでは、ご契約の申し込みを撤回(クーリング・オフ)することができます。この場合には、お支払いいただいた金額をお返しいたします。

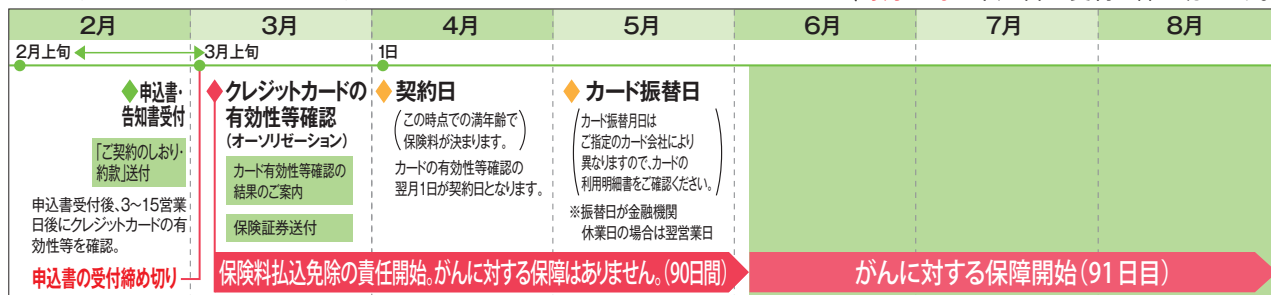


「クレジットカード」でのお支払いの場合

ご使用いただけるカードは申込書にてご確認ください。

月払例(クレジットカード払は月払のみ)

(毎月月上旬に申込書の受付を締め切ります。)



月払保険料は契約日時点での満年齢で決まります。

お申込みいただいたご契約のお引き受けが確定しない場合には、上記のスケジュールとは異なる場合があります。

※クレジットカードの有効性等を確認(オーソリゼーション)できた日を保険期間の始期とします。保険料払込免除は保険期間の始期から、それ以外のがんに対する保障は保険期間の始期からその日を含めて91日目より保障を開始いたします。

※クレジットカードの有効性等の確認には、当社が申込書類を受け付けてから、3~15営業日程度必要となります。その場合、有効性等を確認した日の翌月1日が契約日となります。(保険料は契約日時点での被保険者の満年齢で計算されます。)ただし、必要書類が完備しないなど、月末までにご契約の引受けが確定しない場合は、責任開始日・契約日が翌月に繰り越し、被保険者の誕生日によっては、保険料が上がる場合があります。

※月払のみのお取り扱いとなります。(年払・半年払をご希望の場合は口座振替をご選択ください。)

※リボ払い・ボーナス一括払のお取り扱いにはできませんのでご了承ください。
※2回目以降の保険料は払込期月の1日に領収したものとします。カード振替日はご指定いただくカード会社によって異なり、払込期月の翌月または翌々月になります。従って、ご契約の満了・解約後もカード会社からの振替があることがありますので、あらかじめご了承ください。

クレジットカードの有効性等が確認できた日から、その日を含めて15日(土・日・祝日を含む)を経過するまでは、ご契約の申し込みを撤回(クーリング・オフ)することができます。

がん外来治療給付金のお受けとりについて

がん外来治療給付金は責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療（通院・往診）を外来治療期間中に受けた場合にご請求いただけます。

- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状（合併症）に対する治療は、保障の対象外となります。

外来治療期間

がん外来治療給付金は、直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から1年間で120日分のお支払いを限度としています。この1年間のことを外来治療期間といい、外来治療期間終了時に下記の条件を満たした場合に1年ごとに延長します。

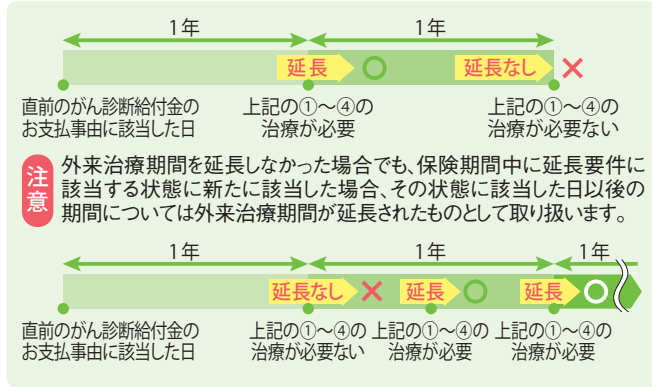
- 延長した場合も1年間で120日分のお支払いが限度となり、通算支払限度はありません。
- 新たながん診断給付金のお支払事由に該当した場合には、お支払事由に該当した日を基準に外来治療期間が新たに設定されます。

<延長要件>

以下のいずれかのがん治療が引き続き必要と認められる場合
①手術療法 ②放射線療法 ③化学療法*1 ④疼痛（とうつう）緩和療法*2

*1 抗がん剤など薬剤を投与し、がんを破壊またはがんの発育、増殖を抑制する療法をいいます（細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます）。

*2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。



お客さまのどんなご質問にも丁寧にお答えします。

Q1. がん検診をしたい場合もサポートしてくれるのですか？



A1. ご契約者様だけにお使いいただける「ご契約者サービス」をご用意しています。

健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師がお電話でお答えします。
※医療行為および診断行為は行いません。

人間ドック 紹介・予約サービス

全国の提携医療施設の中からお客さまのご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

PET検診 紹介・予約サービス

がんの早期発見につながるいわれ注目されているPET検診に関するご質問にお答えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送までいたします。

郵送検査紹介サービス

ご自宅にしながら検査ができるサービスを割引料金でご紹介します。
※適用される割引料金は検査の種類によって異なります。

※ご提供するサービスは、平成24年1月現在の内容であり、予告なく変更・終了する場合がございます。
※この他にもご契約者様のお役に立てるサービスをご用意しています。詳しくはコールセンターまでお問い合わせください。

Q2. NKSJひまわり生命ってどんな保険会社なのですか？



A2. 「お客さま視点に基づく業務品質の向上」を掲げ、「お客さまに信頼され、選ばれる生命保険会社」を目指して、社員全員が一丸となって取り組んでいます。

実績は信頼の証。お客さまの満足ののために、多くの実績を重ねています。

スタンダード&アアーズ(S&P) 保険財務力格付け(2012年2月22日現在)

A+

格付投資情報センター(R&I) 保険金支払能力(2012年2月22日現在)

AA

ご契約に関する重要事項を次のとおりご案内しておりますのでご確認ください。



正しくご理解いただくために「ここがポイント!」マークに注目。

このパンフレットでは、保障内容やお申し込みにあたっての注意事項を正しくご理解いただくために、重要事項等には上記の「ここがポイント!」マークを付けました。このマークがある箇所は特に注意してお読みいただくようお願いいたします。

ご契約に際しての重要事項
(通信販売用)

「ご契約のしおり(抜粋)」の中の特に重要な事項です。

- 1 契約概要
- 2 特にご注意ください事項(注意喚起情報)
- 3 お問い合わせ・ご相談などについて

ご契約のしおり(抜粋)

「ご契約のしおり・約款」の中の重要な事項の抜粋です。

個人情報のお取扱について

個人情報の取扱方針についてのご説明です。



ご契約に際しての重要事項(通信販売用)

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり(抜粋)」に記載されておりますので、ご確認ください。「ご契約のしおり(抜粋)」は、後日送付する「ご契約のしおり・約款」の中の重要な部分を抜粋しています。「ご契約のしおり・約款」は「申込書受付のご案内」に同封いたしますが、お申し出をいただければ事前にご送付いたします。

1 ソレイユの契約概要

正式名称	がん先進医療特約付がん保険(2010)BII型
特徴	がんに罹患した場合のさまざまな保障を確保できます。
給付金お支払事由	がんと診断確定されたとき、がんにより入院・手術・通院・往診されたときに給付金をお支払いします。 ・詳細は、「ご契約のしおり(抜粋)」の【ソレイユの保障内容について】をご覧ください。 ・「ご契約のしおり(抜粋)」の【給付金をお支払いできない場合について】もあわせてご覧ください。
保険料払込免除対象となる事由	・約款所定の高度障害状態になられたとき。 ・不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき。
保険期間	終身
保険料払込期間	60歳払済・終身払
契約年齢範囲	18歳～75歳 ※保険料払込期間により異なります。
がん診断給付金額	2,000,000円・1,000,000円 ※プランにより異なります。
がん診断給付金のお支払限度	無制限 ただし、2回目以降のお支払いは、がん診断給付金の支払事由に該当した最終の日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日以後に新たにがんと診断確定されたときにお支払いします。
がん入院給付金日額	20,000円・10,000円 ※プランにより異なります。
がん入院給付金のお支払限度	無制限
がん外来治療給付金額	20,000円・10,000円 ※プランにより異なります。
がん外来治療給付金のお支払限度	・外来治療期間は、がん診断給付金の支払事由に該当した最終の日から1年です。外来治療期間満了の際、がんの消滅・破壊等を直接の目的とした約款所定の治療が引き続き必要と認められる場合、外来治療期間は外来治療期間満了の日の翌日から1年延長します。 ・お支払限度は外来治療期間1年間につき120日です。
特約	本商品にはがん先進医療特約が付加されています。 ・詳細は、「ご契約のしおり(抜粋)」の【ソレイユの保障内容について】をご覧ください。
契約者配当金	ありません。
解約返戻金	・保険料払込期間中は解約返戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後はがん入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。ただし、保険料払込期間中のすべての保険料が払い込まれている場合に限りです。 ・がん先進医療特約については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。
その他	・がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて91日目となります。責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。 ・死亡保険金はありません。ただし、被保険者が死亡された場合に解約返戻金があるときは、これをご契約者にお支払いします。 ・被保険者が、既に当社の先進医療関係の特約(がん先進医療特約、医療(O8)用先進医療特約、先進医療特約(MO8))にご加入いただいている場合には、がん先進医療特約を付加できません。 ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

●ご契約と保険料例(32歳女性が20,000円プランに終身払でご契約いただいた場合の例)

保険期間	終身
保険料払込期間	終身
がん入院給付金日額	20,000円 *保障内容の詳細は、パンフレットまたは「ご契約のしおり(抜粋)」の【ソレイユの保障内容について】をご参照ください。
保険料 (月払保険料・口座振替扱)	6,372円 *各年齢の保険料は、パンフレットの保険料表をご参照ください。 ・保険料は、平成24年1月時点での保険料率に基づいて計算しています。

- 告知内容が事実と異なる場合やご契約が失効した場合など、給付金などが支払われない場合もございます。
免責事由などの詳細は、「ご契約のしおり(抜粋)」の【給付金をお支払いできない場合について】をご参照ください。

2 特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)

1 クーリング・オフ制度

- 申込日または第1回保険料(相当額)の払込日(クレジットカードでのお支払いの場合には、カードの有効性等が確認できた日)のいずれか遅い日から起算して**15日以内**であれば、**書面により**お申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お申込みいただいた金額をお返しいたします。

2 告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)など、告知書で告知を求める項目について、**事実をありのままに**お知らせ(告知)ください。
- 生命保険募集人(代理店など)・コールセンターの担当者に口頭でお話しされても告知したことはありません。
- 当社または当社の委託会社の確認担当者が、お申し込み内容・告知内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。**

傷病歴等がある方への引受対応について

- 当社では、給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、ご契約をお断りすることもございます。

正しく告知されない場合のデメリット

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日・復活日から2年以内であれば、「**告知義務違反**」として**ご契約を解除**することがあります。
2年経過後も、給付金などの支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ご契約を解除したときには、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、多くの場合、これを**お支払いすることはできません**。
また、保険料の払込免除事由が発生していても、**お払込みを免除することはできません**。
 - 上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の始期の属する日・復活日からの年数は問いません。
また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- ※「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」についても、一般の契約と同様に告知義務があります。
したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。告知される際の注意点は同封の告知書に記載しております。ご確認のうえご記入ください。

3 責任開始期について

- 生命保険募集人は、契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約のお引き受けを当社が承諾した場合には、告知と第1回保険料(相当額)のお払込みがともに完了したときから、当社がご契約上の責任を負います。ただし、がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日経過後となります。**
責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。
・クレジットカードでのお支払いを選択された場合には、**告知とクレジットカードの有効性等の確認がともに完了した日から、当社がご契約上の責任を負います。ただし、がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日経過後となります。**
責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

4 給付金などが支払われない場合

被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となり、がんに対する給付金などはお支払いできません。

次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

- ・ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- ・**ご契約が失効**していた場合
- ・詐欺の行為によりご契約が取り消された場合
- ・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・給付金などの**免責事由**に該当した場合

5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

- 保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その**猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。**
- **失効後1年以内**であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知と延滞保険料(失効している間の保険料)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、**復活できない場合があります。**
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、**告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから**、ご契約上の保障が開始されます。ただし、復活日が保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日以内の場合は、責任開始日から保険契約上の責任を開始します。(保険料のお払込みの免除については復活の時から責任を開始します。)

6 解約と解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後はがん入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。ただし、保険料払込期間中のすべての保険料が払い込まれている場合に限りです。
- がん先進医療特約については、解約返戻金をなくし、保険料を引き下げています。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たな保険契約へのお申し込みをご検討されている方は特に次の点にご注意ください。

- 解約・減額の際にお戻しできる金額は、多くの場合、**お払込保険料の合計額よりも少ない金額**となります。まったくないか、またはごくわずかな場合もあります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - 新たなご契約について、健康状態等によりお断りする場合があります。
 - 新たなご契約の保険料は**現在の被保険者の年齢**により計算されます。
 - たとえば、保険料計算の基礎となる予定利率が引き下げられることによって主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - 新たなご契約について、告知義務違反や責任開始期前の発病の場合などには、給付金などをお支払いできない場合があります。
- がん保険(2010)の場合、がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日経過後となります。また、被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

8 給付金額などが削減される場合について

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。

10 給付金などのお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに募集代理店またはNKSJひまわり生命通販コールセンターにご連絡ください。
- お支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約を付加した場合、被保険者が受取人となっている給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金などをご請求できない特別な事情があるとき指定代理請求人が請求できます。指定代理請求人を指定できる場合は、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

3 お問い合わせ・ご相談などについて

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、NKSJひまわり生命通販コールセンターへご連絡ください。
- お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

NKSJひまわり生命通販コールセンター

☎ 0120-088-616

● 受付時間 平日 9:00～21:00 (日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
土曜 9:00～19:00



- 本商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXでは受付けておりません)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス:<http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり(抜粋)

「ご契約のしおり(抜粋)」は、後日送付する「ご契約のしおり・約款」の中の重要な部分を抜粋しています。「ご契約のしおり・約款」は「申込書受付のご案内」に同封いたしますが、お申し出をいただければ事前にご送付いたします。

この保険は、がん先進医療特約付がん保険(2010)BII型です。

クーリング・オフ制度について

- 申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日または第1回保険料(相当額)の払込日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでは、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができま。ただし、クレジットカード払につきましては、申込日またはクレジットカードの有効性等が確認(オーソリゼーション)できた日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでとなります。この場合には、お申し込みいただいた保険料は全額お返しいたします。(クレジットカード払のご契約では、カード会社からお客様に請求がなされた場合のみ、保険料をお返します。)
- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。必ず郵便により前記の期間内(15日以内の消印有効)にNKSJひまわり生命通販コールセンターまたは本社あてに発信してください。
 - この場合、書面には、申込者等の氏名、住所に加えて、第1回保険料充当金・保険料領収証を発行している場合は表面記載の領収証番号、申込書控えの表面に記載されている申込番号、証券番号のいずれかを記載いただき、申込書に押印したものと同一印を押印のうえ、お申し込みの撤回等をする旨記載してください。
 - お申し込みの撤回等の書面の発信時に給付金等の支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が給付金等の支払の事由が生じていることを知っている場合を除きます。
 - お申し込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着した場合は、NKSJひまわり生命通販コールセンターまたは本社あてにご連絡をお願いいたします。連絡先(通販コールセンター) パンフレット記載のフリーダイヤルへご連絡ください。連絡先(本社) 代表電話番号:03-6742-3111 住所:〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

【お申し込みの撤回等の書面の記入例】

平成○○年○月○日に申込みをした保険契約の申込みを撤回します。

申込者: ○○ ○○
住所: ○○県○○市○○町○○-○○-○○

領収証番号: ○第○○○○○冊○○号
または
申込番号: ○○○○○○○○
または
証券番号: ○○○○○○○○

申込書に押印していた契約者印と同一印を押印してください。

◆領収証番号
第1回保険料充当金・保険料領収証の表面に記載されています。

◆申込番号
申込書控えの表面に記載されている番号を記載してください。

健康状態・職業などの告知義務について

ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。

告知について

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や、危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体障害状態、職業などについて「告知書」で当社がお知らせすることについて、**事実をありのままに正確にもれなく**お知らせ(告知)ください。

告知の方法

所定の告知書にご契約者または被保険者ご自身で**事実をありのままに正確にもれなく**ご記入ください。過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)など、告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要な事項ですので、書面でお伺いしております。

告知受領権は生命保険会社が有しています。募集代理店・コールセンターの担当者は告知受領権がなく、募集代理店・コールセンターの担当者には口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

ご契約のお引き受けについて

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。**(傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありません。)**
※一度でもがんに罹患された方はお引き受けできません。

告知内容が事実と相違する場合

- もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、給付金等をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことからは告知書に記載してあります。もしこれらについて故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、保険期間の始期の属する日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
 - 保険期間の始期の属する日または復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - **ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払することはできません。また、保険料のお支払いを免除する事由が発生していても、お支払いを免除することはできません。(ただし、「給付金等の支払事由または保険料の払込の免**

除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。)この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば、ご契約者にお支払いします。

- 前記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、保険期間の始期の属する日または復活日からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。)また、すでにお申し込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。「新たなご契約の保険期間の始期の属する日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあり得ますので、ご注意くださいようお願いいたします。
- がん保険(2010)の場合、がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日経過後となります。また、被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

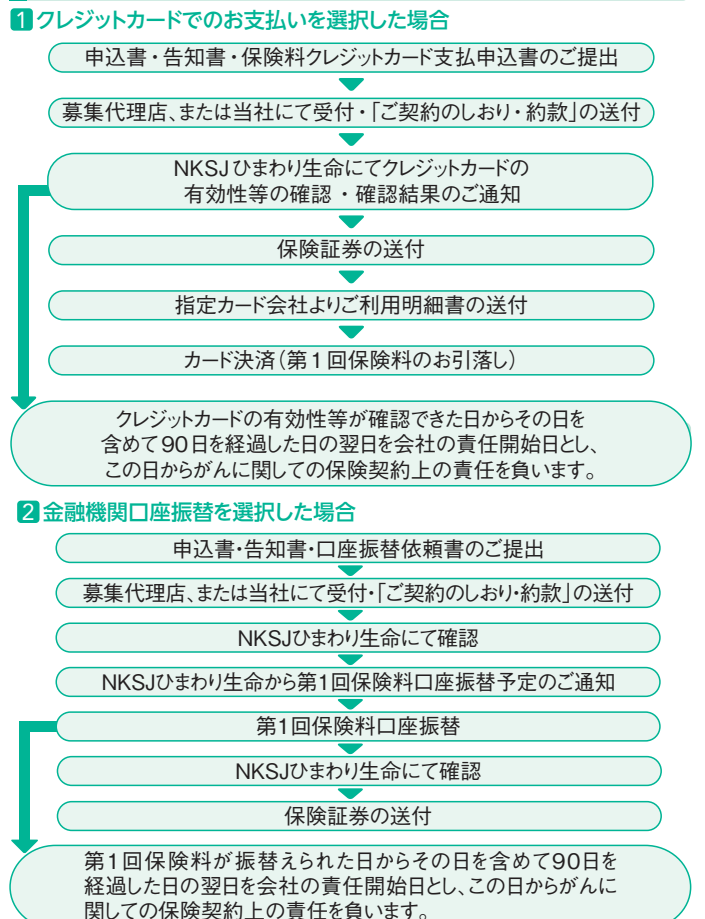
保険契約の締結について

生命保険募集人について

- 当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。
- 生命保険募集人の身分・権限等に関しましてご確認をご要望の場合には、NKSJひまわり生命通販コールセンターまたは本社までお問い合わせください。本社代表電話番号:03-6742-3111

責任開始期について

お申し込みから保障の開始まで



※第1回保険料支払日(振替日)の翌日から翌月1日までに誕生日を迎える方については、第1回保険料支払日が契約日になります。なお、その際2か月の保険料をお支払いいただきます。

「ご契約のしおり」の特長

保障内容・保険料

お手続き方法/Q&A

ご契約に際しての重要事項

ご契約のしおり(抜粋)

お客様の個人情報のお取扱について

ソレイユの保障内容について

- がんの保障は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日(91日目)から開始します。被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。
- 対象となる「がん」については、約款別表「対象となる悪性新生物」をご覧ください。がんの診断確定は、病理組織学的所見(生検)によりなされる必要があります。(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、その他の所見による診断確定も認めることがあります。)

【がん保険(2010)】(主契約)

お支払いする給付金	お支払事由	お支払額	受取人
がん入院給付金	がんにより入院されたとき	がん入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
がん手術給付金	がんにより所定の手術を受けたとき (悪性新生物根治放射線照射は手術とみなします。)	がん入院給付金日額の 10倍・20倍・40倍	
がん診断給付金	1回目 被保険者の生存中に、初めてがんと診断確定されたとき 2回目以降 被保険者の生存中に、がん診断給付金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に新たにがんと診断確定されたとき	がん入院給付金日額 × 契約締結時に 定めた倍率	
がん外来治療給付金	がんにより外来治療期間中に医師の治療処置を伴う外来治療(往診を含む)を受けたとき (外来治療期間1年間につき120日まで)	外来治療を受けた 1日につき、 がん入院給付金日額 × 契約締結時に 定めた割合	

- がん入院給付金、がん手術給付金、がん外来治療給付金は、責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、保険期間中に被保険者がお支払事由に該当されたときにお支払いします。
- がん診断給付金は、責任開始日以後の保険期間中に被保険者がお支払事由に該当されたときにお支払いします。
- 美容整形上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院およびがんの治療に伴い生じた合併症の治療のための入院などに対して、がん入院給付金のお支払いはできません。
- がん手術給付金のお支払額は、手術1回につき、手術の種類によりがん入院給付金日額の10倍・20倍・40倍です。お支払いの対象となる手術の種類・給付倍率については約款別表をご覧ください。
- ※お支払いの対象とならない手術もありますのでご注意ください。
- 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術に対してのみがん手術給付金をお支払いします。
- 美容整形上の手術、診断、検査(生検、腹腔鏡検査)のための手術およびがんの治療に伴い生じた合併症の治療のための手術などに対して、がん手術給付金のお支払いはできません。
- 2回目以降のがん診断給付金のお支払事由には、転移または再発したがんを含みます。ただし、再発の場合、すでに診断確定されたがんを治療したことにより治癒または寛解状態となり、その後再発したと診断確定されることが必要です。
- ※治癒または寛解状態とは、がんを治療したことによりがんが認められない状態をいいます。
- 2回目以降のがん診断給付金は、前回のがん診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年以上経過して新たにがんと診断確定された場合にお支払いします。
- 外来治療期間は、がん診断給付金のお支払事由に該当した最終の日から1年です。
- 外来治療期間満了の際、がんの消滅・破壊等を直接の目的とした治療が引き続き必要と認められる場合には、外来治療期間は外来治療期間満了の日の翌日から1年延長します。
- がんの消滅・破壊等を直接の目的とした治療とは、つぎのいずれかに該当する治療をいいます。
 - ・手術療法……器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることにより、がんの全部または一部を消滅させることを目的とした治療法(温熱療法を含みます。)
 - ・放射線療法……がん放射線を照射することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法
 - ・化学療法……がんを適応症として定めている薬剤を投与することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法(細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます。)
 - ・疼痛緩和療法……薬剤の投与または処置により、がん性疼痛を緩和することを目的とした治療法
- 医師の治療処置を伴う外来治療は、初診料・再診料の支払の有無などを参考に判断します。
- 同一の日に2回以上お支払事由に該当する外来治療を受けたときは、がん外来治療給付金は重複してはお支払いしません。

- がん入院給付金のお支払対象となる日に外来治療を受けられたときは、がん外来治療給付金はお支払いしません。
- 治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入や受け取りのみの場合、およびがんの治療に伴い生じた合併症の外来治療などに対して、がん外来治療給付金のお支払いはできません。
- 当社は、この保険の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

【がん先進医療特約】

お支払いする給付金	お支払事由	お支払額	受取人
がん先進医療給付金	がんにより先進医療による療養をされたとき	先進医療にかかわる技術料相当額 (お支払額を通算して1,000万円限度)	被保険者

- がん先進医療給付金は、この特約の責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として、特約の保険期間中に被保険者がお支払事由に該当されたときにお支払いします。
- 「療養」とは診察、薬剤、または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。
- お支払いの対象となる「先進医療」については約款別表「先進医療」をご覧ください。
- 先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる先進医療は変動します。
- この特約による給付は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、対象となる先進医療は変動します。
- 被保険者が、既に当社の先進医療関係の特約(がん先進医療特約、医療(08)用先進医療特約、先進医療特約(M08))にご加入いただいている場合には、付加できません。
- 当社は、この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行なわれたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

指定代理請求特約について

指定代理請求特約の特徴

- 指定代理請求特約が付加されたご契約の場合、被保険者が受取人となっている給付金等の支払事由が生じた場合で、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情があるとき(被保険者本人が自らの病状を知らない場合など)は、その代理人としてあらかじめ指定いただいた指定代理請求人が給付金等を請求することができます。
- ※受取人に「ご請求できない特別な事情がある場合」と会社が認めるときに限り、

給付金等の受取人がご請求できない特別な事情がある場合

- (1) 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、(1)または(2)に準じる状態であると会社が認めた場合

指定代理請求人について

指定代理請求人は1名とし、以下のいずれかの方より指定していただきます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定、または、変更することができます。

請求時に指定代理請求人が死亡されているなどの場合

給付金等の受取人がご請求できない特別な事情がある場合に該当し、指定代理請求人が給付金等の請求時に死亡もしくは請求時において指定代理請求人(上記①、②)の範囲外である場合または給付金等をご請求できない特別な事情がある場合は、以下の方が給付金等を請求することができます。

- ① 請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている死亡保険金(遺族年金)受取人
- ② ①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③ ①もしくは②に該当するものがいない場合または、①もしくは②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

対象となる給付金等について

この特約の対象となる給付金またはその他保険金に準じる保険の給付(保険料の払込の免除を含みます)はつぎの範囲とします。

- ① 被保険者と受取人が同一人である給付金等
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

※故意に給付金等の支払事由(保険料の払込の免除事由も含みます)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態に該当させた者は代理請求を行なうことができません。

※指定代理請求人・代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して請求を受けても給付金等をお支払いしません。

※指定代理請求人・代理請求人をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご注意ください。

指定代理請求特約を付加することにより、ご請求手続きを円滑に行なうことができます。指定代理請求人を指定できる場合は、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

給付金などをお支払いできない場合について

がんに対する給付金

被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となり、がんに対する給付金はお支払いできません。

つぎのような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 免責事由に該当した場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、**ご契約が解除**された場合
- 重大事由により**ご契約が解除**された場合

- [重大事由とは]
- ①ご契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金(保険料のお払込みの免除を含みます。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②給付金(保険料のお払込みの免除を含みます。)の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
 - ③他の保険契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ④ご契約者、被保険者または給付金の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有しているとき認められるとき
 - ⑤保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、このご契約の存続を困難とする上記①～④と同等の事由があるとき
 - ⑥他の保険者との間で締結した保険契約等が重大事由によって解除されることにより、このご契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の事由があるとき
 - ⑦その他上記①～⑥と同等の重大な事由があったとき

※上記の事由が生じた以後に、給付金のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じたときは、当社は給付金のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。(上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金の受取人のうち一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに給付金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合
※この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。
- 保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

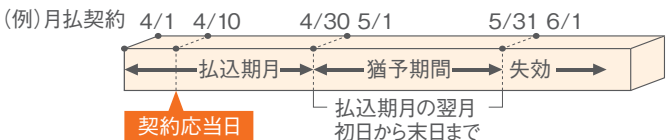
保険料の払込期間

- 60歳払済の月払契約の場合、被保険者が60歳となられた時以後、はじめて到来する年単位の契約応当日が属する月の前月までお払込みいただけます。

保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

- ①月払契約………払込期月の翌月初日から末日までです。
- ②年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。
(契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。)

- 保険料の払込方法を変更された場合は、猶予期間もそれに応じて変わります。
- 上記の猶予期間を過ぎますとご契約は失効し、給付金のお支払いなどができなくなりますのでご注意ください。
・猶予期間と失効の関係を図示するとつぎのとおりです。



ご契約の復活について

万一ご契約の効力がなくなった場合でも失効した時から1年以内であれば、**当社の定める手続きをとっていただくことにより、ご契約の復活をご請求できます。**

- 手続きの内容
復活請求書を提出していただき、健康状態などについて告知していただきます。(告知書のご提出)
失効期間中にお払込みいただけなかった延滞保険料(失効している間の保険料)を所定の期日までにお払込みいただくことになります。
- 復活を承諾した場合の責任開始時期について
復活を承諾した場合にはその旨通知します。この場合、延滞保険料を受け取った時(告知前に受け取ったときは、告知の時)から保険契約上の責任を開始します。

※告知していただいたことが事実と違っていただけると、給付金をお支払いできないことがあります。

※健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。

※復活日が保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日以内の場合は、責任開始日から保険契約上の責任を開始します。(保険料のお払込みの免除については復活の時から責任を開始します。)がん先進医療特約も同様です。

解約と解約返戻金について

- 生命保険ではお払込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の保険金等のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払戻されます。
- この保険はがんによる入院・外来治療などの保障に重点をおいた保険です。お払込みいただいた保険料のほとんどは給付金のお支払いとご契約を維持するための費用にあてられます。**くわしくは、保険証券に記載されております解約返戻金額表をご覧ください。**
- 保険料払込期間中は解約返戻金はありません。
- 保険料払込期間満了後はがん入院給付金日額の10倍を解約返戻金とします。ただし、保険料払込期間中のすべての保険料が払い込まれている場合に限ります。
- がん先進医療特約は保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された特約も同時に解約となります。
- 失効したご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。
- 解約返戻金は口座振込の方法でお支払いします。

債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じますが、解約の通知を行った場合でも、給付金の受取人(ご契約者を除く)は、所定の手続きによりご契約を存続させることができます。
詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、所定の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

現在のご契約については、解約をしなくても特約の中途付加や追加契約などの方法によって、保障内容を見直すことができます。

現在のご契約を解約または減額し、新たな保険契約へのお申し込みをご検討されている方は特に次の点にご注意ください。

- 解約・減額の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額(減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料)よりも少ない金額となります。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約は、**被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。**
 - 新たにお申し込みの保険契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
 - 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在の保険契約と新たな保険契約とで異なる場合があります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
 - 新たにお申し込みの保険契約は、告知義務違反の場合、責任開始期前の発病の場合などには、給付金などをお支払いできない場合があります。
- がん保険(2010)の場合、がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から、その日を含めて90日経過後となります。また、被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

給付金額などが削減される場合について

- 生命保険会社の業務又は財産の状況の変化により、**ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。**
- 生命保険会社が経営破綻に陥った場合、**ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。**
- 当社は、生命保険契約者保護機構の会員であり、経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。詳細につきましては、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

「新」のマーク

保障内容

お手続き方法/Q&A

ご契約に際しての重要事項

ご契約のしおり(抜粋)

お客様の個人情報のお取扱について

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません)。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。
- ※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- ※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$
- (注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
- (注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結しているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(平成23年12月現在)

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
 生命保険契約者保護機構
 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
 午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

その他 大切なことから

申込書・告知書はご自身で正確に記入してください

- **ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。**
- **記入内容を十分確かめのうえ、署名、押印をお願いします。**
- **代筆・代印の場合、ご契約が無効となる場合があります。**

給付金などのお支払期限について

- 給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日の翌日から5営業日以内に給付金などをお支払いします。ただし、確認・照会・調査が必要な場合はお支払期限が異なります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱いについて

保険料のお払込み方法(回数)が年払・半年払のご契約の場合、ご契約が消滅または保険料のお払込みが不要となったときは、すでに払込まれた保険料のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額(1か月未満切捨て)をお支払いします。詳細は、「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

給付金などのご請求について

- 給付金などのご請求については会社所定の用紙が用意されておりますので、当社宛すみやかにご連絡ください。当社より必要書類をお送りいたします。
- 給付金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 給付金等は口座振込の方法でお支払いします。

このような場合ただちにご連絡ください

次のようなときは、NKSJひまわり生命通販コールセンターまでお知らせください。

- ① 転居、町名変更・通信先変更の場合
- ② 名義変更、受取人変更、改姓の場合
- ③ 保険証券の紛失の場合

※ご契約のご照会、ご通知、お問い合わせの際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。

「保険証券」をお確かめください

ご契約をお引受けしますと、当社は、「保険証券」をお送りしますので、お申込みの際の内容と違ってないかどうかもう一度お確かめください。もし違っているときは、お手数ですがNKSJひまわり生命通販コールセンターまたは本社へご連絡願います。
 なお、「保険証券」は各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。

当社の勧誘方針について

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(平成十二年法律第百一号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めております。

《勧誘方針》

- 保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。
 - ・ 保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客様の立場に立った勧誘に努めます。
 - ・ 保険金の不正取得を防止する観点から、お客様の本人確認、同意確認は確実にを行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。
 - ・ 未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。
- お客様の保険商品に関する知識・経験・購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様ご自身の意向と実情に応じた適切な勧誘に努めます。
 - ・ ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った勧誘に努めます。
 - ・ ご高齢者に対する販売等にあたっては、必要に応じてご家族の同席を依頼するなど、お客様に十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。
 - ・ 変額保険等の投資性商品の勧誘にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。
- お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
 - ・ わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客様までご理解いただけるよう努めます。
 - ・ 保険商品の重要事項やお客様が不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。
 - ・ お客様に重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用し、お客様の健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。
 - ・ 販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所等について十分に配慮して参ります。
- お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。
 - ・ お客様に関する情報については、適正な管理と保護に努めます。
 - ・ 保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。
 - ・ 勧誘方針に沿った適正な勧誘を行うために、勧誘ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。
 - ・ お客様からのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗またはNKSJひまわり生命通販コールセンターまでご連絡ください。

保険の種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。「保険種類のご案内」はNKSJひまわり生命通販コールセンターにご請求ください。

お客様にご注意いただきたいこと

- お客様への資料到着などを確認させていただくため、当社または当社委託企業の担当者よりお電話をさせていただくことやメールを送らせていただくことがあります。
- 当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込みの後または給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。この場合、給付金のお支払い可否、保険料払込免除のお取扱いの可否については、その後に決定させていただきます。

課税所得控除保険料証明書について

- 上記証明書につきましては、毎年10月から翌年1月にかけて、別途送付させていただきます。紛失・未着などで再発行を希望される場合は、NKSJひまわり生命通販コールセンターまでお問い合わせください。

お客様の個人情報のお取扱について



あなたの個人情報について
以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い
正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等

2. 個人情報の第三者への開示

当社は、次の場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供いたします。

- ①医療機関などの関係先(医師・面接士・契約確認会社等)に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合(再保険会社が別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます)
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社のグループ会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥支払査定時照会制度に基づき、他の生命保険会社、共済、(社)生命保険協会との間において共同利用を行う場合

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. 機微(センシティブ)情報の取扱

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微(センシティブ)情報を取得・利用、または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則等により、利用目的が限定されています。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細や個人データに関するご照会は、NKSJひまわり生命通販コールセンターまでお問い合わせいただくか、当社ホームページをご確認ください。

保険金等のご請求に際し、
あなたのご契約内容等を
照会させていただくことがあります。

「支払査定時照会制度」について

- 当社は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命

保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社[NKSJひまわり生命保険株式会社]が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、NKSJひまわり生命通販コールセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

がんに対する保障について

- 第1回保険料(相当額)を当社が受け取った日(告知前に受け取ったときは告知日)を保険期間の始期とし、その日を含めて90日を経過した日の翌日(責任開始日)からがんに対する保障を開始します。
- 保険料のお払込みの免除は保険期間の始期から保障が開始されます。
- 責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

がん保険(2010)について

- がん入院給付金、がん手術給付金、がん外来治療給付金のお支払いは、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因としたものに限り、
- 配当金・満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱っておりません。
- 死亡時に解約返戻金がある場合は解約返戻金を契約者へお支払します。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

がん入院給付金

- がんの治療を直接の目的とする入院をされた場合にお支払します。

がん手術給付金

- お支払いの対象となる手術の種類・給付倍率については約款別表をご覧ください。
- ※内視鏡による手術など、手術の種類によっては60日に1回の給付限度があります。
- ※お支払いの対象とならない手術もありますのでご注意ください。
- 時期を同じくして2種類以上の手術を受けられた場合には、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみがん手術給付金をお支払します。

がん診断給付金

- 責任開始日以後、被保険者の生存中に、次のいずれかに該当した場合にお支払します。
- 1回目のがん診断給付金は、初めてがんと診断確定されたとき
- 2回目以降のがん診断給付金は、がん診断給付金のお支払事由に該当した最終の日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日以後に新たにがんと診断確定されたとき

がん外来治療給付金

- がんの治療を直接の目的として、外来治療期間中に医師の治療処置を伴う外来治療(往診を含む)を受けられた場合にお支払します。
- 外来治療期間はがん診断給付金のお支払事由に該当した最終の日から1年です。外来治療期間満了の際、がんの消滅・破壊などを直接の目的とした所定の治療が引き続き必要と認められる場合は、外来治療期間は外来治療期間満了の日の翌日から1年延長します。
- お支払いの限度は外来治療期間1年について、120日分です。
- 同一の日に2回以上外来治療を受けられた場合には、重複してお支払しません。
- がん入院給付金のお支払対象となる日に外来治療を受けられた場合には、重複してお支払しません。
- 医師の治療処置を伴う外来治療は、初診料・再診料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

保険料のお払込みの免除について

- 次の状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。
- 約款所定の高度障害状態に該当したとき
- 不慮の事故により約款所定の身体障害状態に該当したとき

がん先進医療特約について

- 責任開始日以後にがんにより先進医療による療養を受けられた場合、お支払額を通算し1,000万円を限度として、先進医療に係わる技術料相当額をお支払します。
- 同一の被保険者が、当社の先進医療関係の特約(がん先進医療特約、医療(08)用先進医療特約、先進医療特約(M08))に複数加入することはできません。
- 先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する先進医療をい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、そのため、対象となる先進医療は変動します。
- 本特約による給付は、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、

指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に保険金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようにする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

お支払事由の変更について

公的医療保険制度の変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することがあります。

解約返戻金について

- 保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後はがん入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります(保険料がすべて払込まれていることを要します)。
- ※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 特約には、解約返戻金はありません。

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要)」「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

ご契約にあたって特に重要な事項については「ご契約に際しての重要事項」をご覧ください。その他、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、保険証券とともに大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- クーリング・オフ制度について
- 健康状態・職業などの告知義務について
- 保険会社の責任開始時期について
- 保険金・給付金をお支払いできない場合について
- 保険料の払込について
- 保険料払込猶予期間とご契約の失効について
- ご契約の復活について
- 解約と解約返戻金について

現在のご契約について解約・減額などをするを前提に、新たな保険契約へのお申込みをご検討されている方は、特にご注意ください

現在のご契約については、解約をしなくても、特約の中途付加や追加契約などの方法によって、保障内容を見直すことができる場合があります。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合払込保険料の合計額(減額の場合は減額に対応する払込保険料)より少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、被保険者の健康状態などによってはご契約をお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在の保険契約と新たな保険契約で異なることがあります。たとえば予定利率が引き下げられることによって、主契約などの保険料が引き上げられる場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約は、告知義務違反の場合・責任開始期前の発病の場合などには、給付金などをお支払いできない場合があります。

がん保険(2010)の場合、がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。また、被保険者が告知前または告知の時から責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、ご契約は無効となります。

保険の種類をお選びいただく際は「保険種類のご案内」をご覧ください

この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。「保険種類のご案内」はNKSJひまわり生命通販コールセンターにご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、NKSJひまわり生命通販コールセンターもしくは本社までお問い合わせください。

保険に関するご相談は
どんな些細なことでも
お気軽にお電話ください。



0120-880-081

受付時間:平日9:00~20:00
土・日・祝日9:00~18:00
携帯電話・PHSも通話料は無料です。

■募集代理店

株式会社ニッセンライフ

〒604-8223 京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町444
ニッセン四條新町ビル ☎0120-880-081

■引受保険会社

NKSJひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

http://www.nksj-himawari.co.jp

NSHL-P-A-11-02307(2012.04.01-2012.09.30) B704-DM(1204)CC